

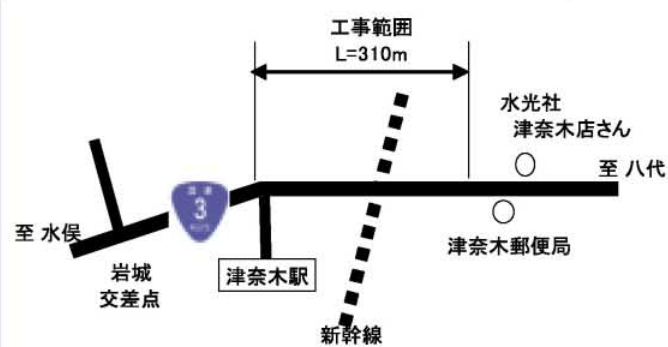
国道3号岩城地区歩道改良工事のお知らせ

皆様のご協力のおかげで、平成21年度に実施しました安全・安心な通学路の確保を目的とした津奈木地区通学路整備工事が無事完了いたしました。

また、このたび8月中旬から、国道3号岩城地区において、歩道のでこぼこを無くし通りやすくするための工事を行います。工事を行う中で、上り線の歩道が通れなくなりますので、下り線の歩道への迂回をお願いします。通行規制を行う期間が決まりましたら、看板等でお知らせします。

工事期間中、ご迷惑をおかけしますが、皆様のご協力をお願いします。

【新たに工事が始まる国道3号線岩城地区】



【工事が完了した津奈木地区通学路】



問い合わせ先

国土交通省八代維持出張所

☎ 0965-32-4271

児童扶養手当の届出等について

児童扶養手当現況届について

現在、児童扶養手当を受けておられる方は、8月以降の手当について、引き続き受給資格があることを届け出る「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。届出書は8月上旬に役場住民課より送付しますので、8月1日現在の状況について記入の上、必要書類等を添付して指定の期日までに提出ください。

なお、8月31日までに届出がない場合は、8月以降の支給が差し止められたり、児童扶養手当が受けられなくなります。また、2年間提出がなければ、受給権もなくなりますのでご注意ください。

※指定の期日に提出できない場合やご不明な点等がありましたら、住民課福祉班までご連絡ください。

父子家庭等への児童扶養手当支給について

【支給要件】

児童扶養手当法の一部改正に伴い、次のいずれかに該当する児童を監護し、生計を同じくする児童の父に対し、児童扶養手当が支給されます。（公的年金受給中の場合等請求できない要件があります。）

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 母が死亡した児童
- ・ 母の生死が明らかでない児童
- ・ その他（母が引き続き1年以上遺棄している児童等政令で定める者）

【児童扶養手当額】 ※請求者の所得額に応じた支給額となり、所得制限等もあります。

全部支給（月額） 41,720円 一部支給（月額） 9,850円～41,710円

第2子（月額） 5,000円加算 第3子以降1人につき（月額） 3,000円加算

【請求について】

支給要件に該当している方は、役場住民課福祉班に届出書がありますので、詳しくは役場住民課福祉班までお問い合わせください。（平成22年8月1日現在で支給要件に該当している方が、平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間に請求された場合、8月分からさかのぼって支給されます。）

問い合わせ先

住民課福祉班

☎ 78-3111 (116)